

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和6年9月19日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 小林 豊

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務については、人事業務ソフトウェアを児童手当法改正対応のために改修することにより、人事・給与等事務を適正に処理し効率化を図るものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、当該ソフトウェア等の構造及び動作等の詳細を熟知している法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 人事業務ソフトウェアの改修（改正児童手当法対応）
- (2) 業務内容 人事業務ソフトウェアの児童手当機能改修
- (3) 履行期限 令和7年3月24日(月)

3 業務目的

気象庁で整備した人事業務ソフトウェアを児童手当法改正対応のために改修することにより、人事・給与等事務を適正に処理し効率化を図ることを目的とするものである。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和4・5・6年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

人事業務ソフトウェアは、当庁の人事事務等の業務を迅速かつ適切に処理する上で重要な

業務であること、並びに人事情報の取扱い及び情報保護が重要であることを理解し、これらの業務に支障を与えないように作業を行える技術を有し、ソフトウェア等を円滑かつ安定的に稼働・運用できる実績を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

当庁に設置してある人事業務ソフトウェアの性能・機能仕様を理解し、当該業務を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を満たす技術を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

人事業務ソフトウェアは、人事等の事務処理に使用するため、高い信頼性を担保する必要があることから、当庁との技術連携体制を明示できること。

(6) 業務実績に関する要件

オンラインで動作する人事等の業務処理ソフトウェアを制作した実績を有すること。

(7) その他

人事業務ソフトウェアに使用されている著作権のあるプログラムにおいて、これを改造並びに改変する権利を有していること、若しくは許可を受けられること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒105-8431 東京都港区虎ノ門3-6-9

気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係 安藤 美樹

電話 03-6758-3900 (内線 2515)

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和6年9月19日(木)から令和6年10月9日(水)まで (1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和6年10月10日(木)17時まで (1)に同じ。

原則として電子メールにより提出すること。

(Email:kishou-keiyaku@jma.go.jp宛てに送付すること。)

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認申請を行う場合には当該資格を有していなければならない。

(5) 詳細は説明書による。